

令和6年4月～令和7年10月

# 電気事業法関係法令の改正等について

保安関係

関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課

# ※改正等の詳しい資料については、経済産業省や監督部等のHPをご覧ください。

お問合せ・申告

サイトマップ

本文へ

文字サイズ変更 小 中 大



各種手続 電気保安 都市ガス保安 LPガス保安 高圧ガス保安 火薬類の保安 鉱山保安 防災 組織紹介

▶ 都市ガス保安トップページ ▶ 申請・届出・手続 ▶ 法令・資料 ▶ 管内の事故情報 ▶ 立入検査等結果

管轄区域：  
**東北6県**  
+**新潟県**  
(電気保安に限る)

電子申請  
保安ネットポータル

**保安ネット**

職員採用情報

**電気保安**

都市ガス保安

LPガス保安

高圧ガス保安

火薬類の保安

防災

組織紹介

お問合せ・申告

リンク集

① 電気保安をクリック

② 新着情報に掲載

監督部 東北

検索

お問合せ・申告

サイトマップ

本文へ

各種手続 電気保安 都市ガス保安 LPガス保安 高圧ガス保安 火薬類の保安

ホーム ▶ 電気保安トップページ

電気保安トップページ

重要なお知らせ

▲ 保安ネットによる電子申請の受付を行っています(PDF形式: 71KB) [↗](#)

▲ 10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備の保安規制が義務化されます [↗](#)

▲ 認定重気工事従事者認定証及び持種重気工事資格者認定証のプラスチックカード化

▲ 三井重機株式会社及び株式会社東光高岳における不適切検査等の対応及び報告

▲ 増力安全課へのお問合せ先：できるだけメールでお問い合わせ下さい

新着情報

2024年03月15日 電気保安法人一覧(PDF形式: 78KB) [↗](#)

2024年05月09日 重気運搬法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校等の認定を取り消した件について(慶光学院高等専校) [↗](#)

2024年05月02日 施設等に施設される蓄電池設備の保安確保の徹底について [↗](#)

2024年04月12日 災害時の停電防止のための事前伐採のお願い

2024年04月08日 重気運搬法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第十一号)及び同規則の一部を改正する件について(国土交通省) [↗](#)

過去のお知らせ一覧

申請・届出・手続

1. 自家用重気工作物に関する手続
2. 重気事故に関する手続
3. 重気主任技術者免許交付申請に関する手続
4. 認定重気工事従事者・持種重気工事資格者に関する手続

電気保安メニュー

自家用電気工作物(需要設備)  
電気事故の報告  
電気主任技術者  
電気工事士法  
電気工事業  
火力発電所  
水力発電所  
太陽電池発電所  
風力発電所  
小規模事業用電気工作物  
PCB電気工作物  
法令・資料  
管内の電気事故(速報)  
立入検査等結果  
行政処分

**感電事故多発中!!**  
一層の注意をお願いします

災害時の停電防止のための事前伐採のお願い

波及事故を  
防止しよう!(PDF)

水トリー 事故に関する  
注意喚起

保安ネット  
(電子申請ポータル)

職員採用情報

# 電気事業法関係法令の改正等について

## 1. 制定・改正

### 【省令】

2024年04月03日 [発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令等について](#)

2025年05月15日 [発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説の一部改正について](#)

2025年08月21日 [電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令について](#)

### 【告示】

2024年05月31日 [電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示等の一部を改正する告示について](#)

2024年11月15日 [「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示」等の一部改正について](#)

2025年04月01日 [「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示」等の一部改正について](#)

### 【通達(運用・解釈等)】

2024年04月01日 [電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示第一条の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間の確認に係る運用について](#)

2024年04月01日 [発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令等について](#)

# 電気事業法関係法令の改正等について

## 1. 制定・改正

### 【通達(運用・解釈等)】

- 2024年08月30日 [「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領\(内規\)」の一部改正について](#)
- 2024年10月22日 [電気設備の技術基準の解釈の一部改正について](#)
- 2024年11月29日 [使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈\(20160531商局第1号\)の一部改正について](#)
- 2025年02月14日 [「認定高度保安実施設置者の認定について\(通達\)」を改正しました](#)
- 2025年04月07日 [電気事業法施行規則第94条の3第1号及び第2号に定める定期自主検査の方法の解釈の一部を改正する規程\(20250325保局第1号\)](#)
- 2025年05月19日 [使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈\(20160531商局第1号\)の一部改正について](#)
- 2025年09月09日 [発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈の一部を改正する規程](#)

# 電気事業法関係法令の改正等について

## 2. 周知・公表

### 【通知・お知らせ】

- 2024年10月30日 [2024年度冬季の電力高需要期における電気設備の保安管理の徹底について](#)
- 2024年10月30日 [2024年度冬季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について](#)
- 2024年12月05日 [保安管理業務訓練について](#)
- 2025年01月09日 [バイオマス燃料を使用する火力発電所の保安に係るアンケート調査へのご協力のお願い](#)
- 2025年05月23日 [2025年度夏季の電力高需要期における電気設備の保安管理の徹底について](#)
- 2025年05月23日 [2025年度夏季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について](#)
- 2025年06月05日 [電気事業法\(昭和三十九年法律第百七十号\)第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関として登録を更新する件について\(テプコ・ソリューション・アドバンス株式会社\)](#)
- 2025年06月12日 [感電死傷事故に関する注意喚起](#)
- 2025年06月26日 [【注意喚起】更新推奨時期に満たない高圧ケーブルにおける水トリー現象に係る注意喚起](#)
- 2025年07月01日 [電気使用安全月間\(8月\)について](#)
- 2025年10月01日 [保安管理業務講習実施者一覧を更新しました](#)
- 2025年10月15日 [電気事業法\(昭和三十九年法律第百七十号\)第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関として登録を更新する件について\(大阪府電気工事工業組合 外1者\)](#)

# 電気事業法関係法令の改正等について

## 2. 周知・公表

### 【通知・お知らせ】

2025年06月12日 [感電死傷事故に関する注意喚起](#)

2025年06月26日 [【注意喚起】更新推奨時期に満たない高圧ケーブルにおける水トリー現象に係る注意喚起](#)

2025年07月01日 [電気使用安全月間\(8月\)について](#)

2025年10月01日 [保安管理業務講習実施者一覧を更新しました](#)

2025年10月15日 [電気事業法\(昭和三十九年法律第百七十号\)第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関として登録を更新する件について\(大阪府電気工事工業組合 外1者\)](#)

# 認定高度保安実施設置者制度（概要）

経済産業省HPより

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/files/ninteigaiyou.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/ninteigaiyou.pdf)

- 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行(令和5年12月21日より)に伴い、「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」を認定する制度が開始。
- 認定の要件は、経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジー（スマート保安技術）の活用、サイバーセキュリティ対策の4要件。
- 認定を受けた認定高度保安実施設置者は、保安レベルが一定水準以上であることから、現行の行為規制は維持しつつ、届出や審査等の行政手続を簡略化が認められる。

## 認定高度保安実施設置者の認定要件

### 経営トップのコミットメント

代表者の責任・方針の明示、コンプライアンス体制の整備等

### 高度なリスク管理体制

リスク評価とそれに基づく措置を実施する体制等

### テクノロジーの活用

IoT、ビッグデータ・AI、ドローン等の先端技術の活用

### サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応

IoT等の保安業務への活用を前提としたサイバー攻撃対策

## 電気事業法において認定高度保安実施設置者に認められる事項

保安規程の作成  
(電気事業法42条)

行政への届出は省略  
※規程作成・主任技術者選任義務は維持しつつ、記録保存

主任技術者の選任  
(電気事業法43条)

国の審査の省略  
※自主検査・記録保存は維持

使用前自主検査  
安全管理審査  
(電気事業法51条)

国の審査の省略  
自主検査時期の柔軟化  
※自主検査・記録保存は維持

定期自主検査  
定期安全管理審査  
(電気事業法55条)

# バイオマス発電所における安全確保の徹底及び事故発生時の報告のお願い

バイオマス発電所(専焼・混焼)において、バイオマス燃料に起因する貯蔵・運搬設備等における火災等が複数発生していること、バイオマス発電所の安全性に関する懸念や関心が高まっていることから、類似の事故の発生を未然に防止するため、バイオマス発電設備の設置者に対して、以下の対応の徹底を求めたもの。

1. バイオマス燃料として用いる木質ペレットは、その生産地等により品質が必ずしも均一ではないことから、それぞれの特性を十分に把握した上で、**特性に応じた設備面での安全対策**が講じられていることを確認するとともに、貯蔵・運搬設備等、過去に事故が発生している設備をはじめ、事故の未然防止において必要と考えられる設備について、**巡視・点検や清掃等の徹底**を図るなど、必要な対策を講じること。
2. バイオマス燃料に起因する可能性のある火災等が発生した際には、**電気関係報告規則の報告対象となる事故に該当しない場合であっても**、バイオマス発電所の設置の場所を管轄する産業保安監督部に対し、**前広に事故の報告**を行うこと。
3. 2. の報告を行う設置者については、当該事故原因究明及び再発防止策について、その検討中の段階から、業界団体等を通じて**随時情報の横展開**を図り、もって、今後の類似の事故の発生の未然防止に協力すること。

# 小規模事業用電気工作物等への規制の強化

- ✓ 令和5年3月20日より以下の発電設備は小規模事業用電気工作物と称し、従来の一般用電気工作物から事業用電気工作物に位置づけが変更(図の黄枠)
  - 太陽電池発電設備(10kW以上50kW未満)**
  - 風力発電設備(20kW 未満)**
- ✓ 当該設備の設置者は、新たに技術基準適合維持、使用前自己確認、保安規程・主任技術者関係の規制に代わる基礎情報届出が義務づけ (図の赤枠)
- ✓ **太陽電池発電設備(50kW以上500kW未満)**も新たに**使用前自己確認**が義務づけ(図の赤枠)



太陽電池発電設備の保安規制の対応



風力発電設備の保安規制の対応

↑  
事業用電気工作物

↓  
小規模事業用  
電気工作物

一般用電気  
工作物

出力等条件	保安規制			
	事前規制	事後規制		
2,000kW以上			自使用的工事検査 の提出	
2,000kW未満 500kW以上	技術基準維持義務 の提出	電気主任技術者の選任 の提出	保安規程の届出 の提出	自己確認
500kW未満 50kW以上	技術基準維持義務 の提出	電気主任技術者の選任 の提出	保安規程の届出 の提出	自己確認
50kW未満 10kW以上	技術基準の適合 の確認	届出 の提出	新設 の届出	【範囲拡大】 の表示
10kW未満 小規模発電設備				事故報告 の提出

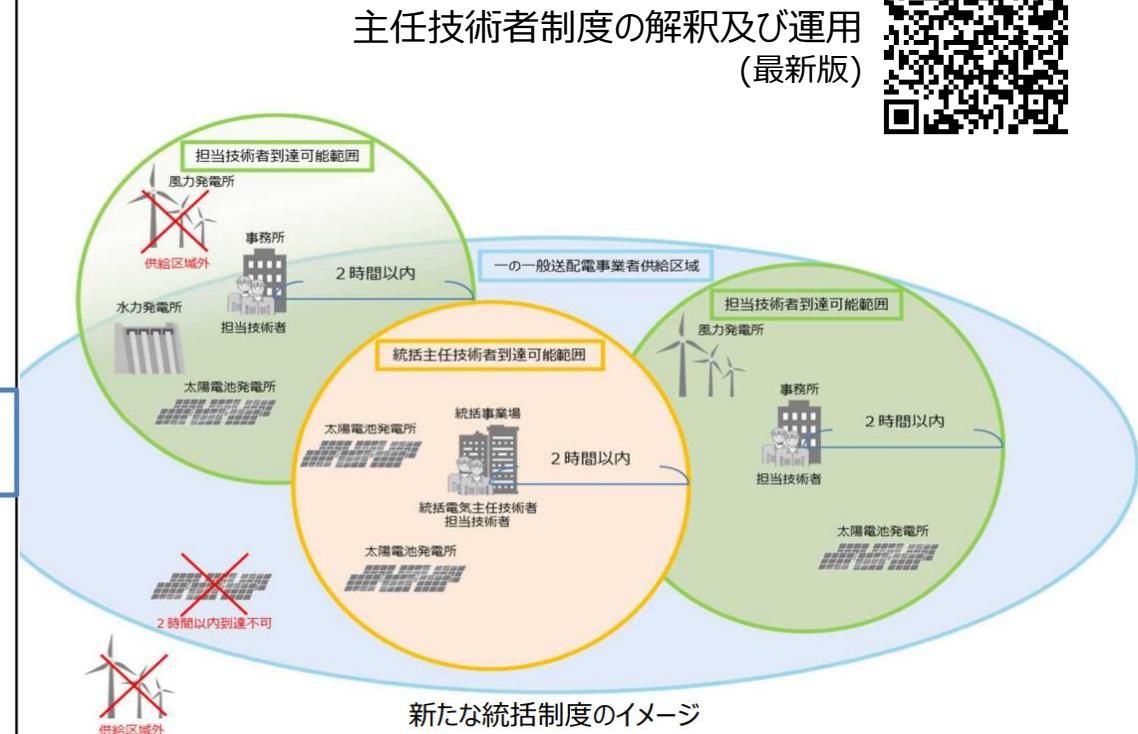
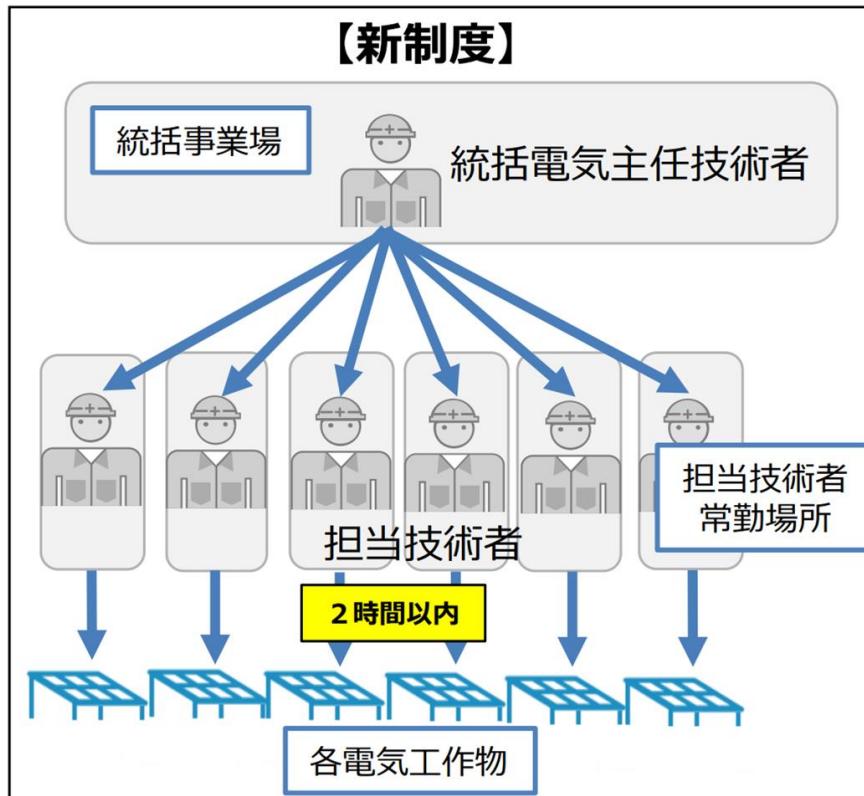
出力等条件	保安規制			
	事前規制	事後規制		
500kW以上			自使用的工事検査 の提出	
500kW未満 20kW以上	技術基準の適合 の確認	電気主任技術者の選任 の提出	保安規程の届出 の提出	定期安全監査 の提出
20kW未満	【範囲拡大】 の表示	【範囲拡大】 の表示	【範囲拡大】 の表示	【範囲拡大】 の表示



特設サイト  
(小規模事業用電気工作物にかかる届出制度等)

# 主任技術者(統括)制度の見直し

- ✓ 主任技術者が保安組織と一体となり複数の電気工作物の保安業務を統括する制度。
- ✓ 令和4年度の内規改正で、これまで風力、太陽光、水力発電所に限られていた統括制度が、**電圧17万V未満で連系する全ての設備**に適用できるようになった。
- ✓ これまで統括主任技術者が被統括事業場に2時間以内に到着することを要求していたが、担当技術者が2時間以内に到着できるなど、**一定の要件を満たせば、統括主任技術者自身の2時間以内の到着は求められないこと**となった。



# NITEにおける「詳報作成支援システム」について

電気事故が発生した場合は、電気関係報告規則第3条に基づき、24時間以内に管轄の保安監督部または経済産業省に事故の概要等を通知(速報)し、同報告規則第3条の表に掲げる事故に該当する場合は、30日以内にその報告書(詳報)を作成して提出することになります。本サイトは、速報及び詳報の作成・提出を支援するシステムです。作成した電子データを本システムから提出、あるいは以下連絡先に提出をお願いします。

## 詳報作成支援システム

システムの運用情報はごちらからご覧ください。  
7号「出力十万千瓦以上のおもに発電所に係る七日間以上の放電障害事故」については、  
現在システムでの詳報作成できません。  
お手数ですが、以下のリンクから様式をダウンロードして、詳報をご作成ください。  
<https://www.nite.go.jp/ojet/tso/shoho.html>

### 事故詳報作成

### 速報

「電気事業法第38条第3項各号に掲げる事業を営む者」又は「自家用電気工作物を設置する者」であって、電気報告関係規則第三条各号に掲げる事故報告（詳報）を作成・修正をする方は上記「事故詳報作成」ボタンをクリックしてください。  
従前の詳報（11号「違反及事故」等）を作成する方は、上記の「事故詳報作成」ボタンを押してください。」

### 小規模事業用電気工作物事故報告書作成

### 速報(小規模)

「10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備」又は「『20kW』未満の風力発電設備」の設置者であって、電気報告関係規則第三条の各号に掲げる小規模事業用電気工作物の事故報告（詳報）を作成・修正をする方は上記「小規模事業用電気工作物事故報告書作成」ボタンをクリックしてください。

（2021年4月1日より小規模事業用電気工作物で例えば下図に掲げる内容の事故が発生した場合、事故報告が対象になりました。詳細はごちらをご覧ください。）

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/jikouhokoku.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/jikouhokoku.html)



NEW

### システムの使い方【YouTube】

システムの使い方を説明したYouTubeの動画集（プレイリスト）です。

事故例を題材としたストーリー形式になっており、登場人物2人の会話を通じて、自然にシステムの使い方が学べるようになっています。動画は、電気設備の種類（事業用・小規模事業用電気工作物）、事故の種類（電気死傷、破損、波及）によって分かれているので、ご自身の事故報告書に沿って動画をプレイリストからお選びください。また、各動画にはチャプターがついているので、見たい箇所から再生ができます。



独立行政法人製品評価技術基盤機構  
Copyright © National Institute of Technology and Evaluation.  
All rights reserved.

## 【詳報作成支援システム】



### ○事故詳報作成

「電気事業法第38条第3項各号に掲げる事業を営む者」又は「自家用電気工作物を設置する者」であって、電気報告関係規則第三条各号に掲げる事故報告（詳報）を作成・修正をする方

### ○小規模事業用電気工作物事故報告書作成

「10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備」又は「『20kW』未満の風力発電設備」の設置者であって、電気報告関係規則第三条の二各号に掲げる小規模事業用電気工作物の事故報告（詳報）を作成・修正をする方

**事故速報等の連絡先（東北支部管内）**

## 東北支部電力安全課電気保安業務

[bzl-thk-denan@meti.go.jp](mailto:bzl-thk-denan@meti.go.jp)

電話：休日・夜間（第一順位）080-5471-7209、  
(第二順位) 080-5471-7214

日中：022-221-4947、FAX：022-224-4370  
(FAX送信後には電話するようお願いします。)

**連絡先を十分にご確認下さい。（ご連絡は、出来るだけメール送信でお願い致します。）**

※改正等の詳しい資料については、監督部等のHPをご覧ください。

「電気保安トップページ」を開き、下へスクロールしてください。  
以下のとおり、お問合せ先が表示されます。

#### お問合せ先

##### 電力安全課

内容	電話	メール
自家用電気工作物(需要設備)	022-221-4952	bzl-thk-denan-jikayouアットmeti.go.jp
水力発電所	022-221-4947	bzl-thk-denan-suiryokuアットmeti.go.jp
火力発電所	022-221-4948	bzl-thk-denan-karyokuアットmeti.go.jp
蓄電所・その他の発電設備	022-221-4947	bzl-thk-denan-hatsudenアットmeti.go.jp
電気主任技術者免状、電気工事士、電気工事業、PCB電気工作物、認定校、養成施設	022-221-4951	bzl-thk-denan-gyoumuアットmeti.go.jp
技術基準(電気設備他)	022-221-4951	bzl-thk-denan-denryokugijutsuアットmeti.go.jp

##### 電力安全課 新エネルギー保室

内容	電話	メール
太陽電池発電所、風力発電所、小規模事業用電気工作物 ※注記	022-221-4948	bzl-thk-denan-newenergyアットmeti.go.jp

※注記：10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備

##### 共通

内容	電話	メール
電気事故	022-221-4947	bzl-thk-denanアットmeti.go.jp
その他	022-221-4947	bzl-thk-denan-soudanアットmeti.go.jp
FAX	FAX : 022-224-4370	

会社名、氏名、電話番号を記載のうえ、ご相談内容を整理してわかりやすく記載し、できるだけメールでお問合せください。

【お願い】メールアドレスの「アット」を「@」に変更してください。

□ 令和5年1月からメールアドレスが変更になりました(PDF形式：98KB)

令和5年3月20日から  
保安ネットで新制度  
「小規模事業用電気工作物」の  
電子申請受付を開始しております。

- ・基礎情報の届出・変更・廃止
- ・使用前自己確認結果の届出
- ・主任技術者選任又は解任届出
- ・主任技術者兼任承認申請
- ・主任技術者選任許可申請
- ・外部委託承認申請
- ・保安規程（変更）届出
- ・発電所出力変更
- ・発電所廃止報告
- ・事業場全廃に伴う報告書
- ・ばい煙発生施設の廃止報告書

メールでのお問合せは、HP電力安全のページに記載されております担当係まで送信して下さい。

(令和5年1月からメールアドレスが変更になりました)

※最新の電気事業法令等については、経済産業省のHPをご覧頂けます。

経済産業省 電力の安全

検索 チャット 職場 画像 動画 地図 ニュース :さらに表示

約 2,130,000 件の結果 時間指定なし リンクを新しいタブで開く

電力の安全 (METI/経済産業省)

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/)

ウェブ工事計画・事故報告及び使用前自己確認の方

PCB含有電気工作物

安全・安心産業保安に関する規制・申請手

風力発電設備の

な、使用材料について全課長の確認を受ける

電気保安統計

統計の目的 電気工作物傾向を把握し、安全で

内規

経済産業省産業保安グは、「主任技術者制度」

法令

- 電気事業法
- 電気工事士法・電気工事業の業務の適正化に関する法律
- 環境影響評価法

審議会等

- 電力安全小委員会
- 電気保安制度ワーキンググループ

経済産業省 電力の安全

検索

電気事業法等

- 電気事業法
  - 電気事業法施行令
  - 電気事業法施行規則
  - 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令
  - 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令
  - 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令
  - 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令
  - 電気設備に関する技術基準を定める省令
  - 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令
  - 電気事業法第四十五条第二項に規定する指定試験機関を定める省令
  - 電気関係報告規則
  - 電気事業法関係手数料規則
- 告示等

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/law/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/index.html)

告示等については、ここをクリック

12